

## 第13号議案

春日市道路及び河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正を踏まえ、福岡県の道路の占用料の額に準じて、並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、市が管理する道路及び河川の占用料の額を改定するとともに、占用料の納付に関し所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市道路及び河川占用料条例の一部を改正する条例

春日市道路及び河川占用料条例(昭和32年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合においては、  
占有者は、占有の期間の初日から同日の属する年度の3月31日までの期間において  
市長が指定する期限までに、一括して占用料を納付しなければならない。

別表中

「

920円
1,400円
1,900円
820円
1,300円
1,800円
82円
8円

」

を

「

960円
1,500円
2,000円
860円
1,400円
1,900円

86円
9円

」

に、

「

800円
490円
1,600円
690円
8,300円
1,600円
34円
49円
74円

98円
-----

」

を

「

840円
520円
1,700円
720円
8,700円
1,700円
36円
52円
77円

100円
------

」

に、

「

200円
340円
490円
980円
1,600円
Aに0.004 を乗じて 得た額
Aに0.007 を乗じて 得た額
Aに0.008 を乗じて 得た額
4,200円
2,500円
1,600円
83円

830円
830円
8,300円
1,300円
83円
830円
83円
830円
8,300円

4,200円
1,600円
Aに0.028 を乗じて 得た額
830円
160円
Aに0.012 を乗じて 得た額

」

を

「

210円
360円
520円
1,000円
1,700円
Aに0.005 を乗じて 得た額
Aに0.008 を乗じて 得た額

Aに0.01を 乗じて得 た額
4,400円
2,600円
1,700円
87円
870円
870円
8,700円
1,400円
87円

870円
87円
870円
8,700円
4,400円
1,700円
Aに0.034 を乗じて 得た額
870円
170円
Aに0.013 を乗じて 得た額

」

に、

「

Aに0.02を 乗じて得 た額
-----------------------

Aに0.009 を乗じて 得た額
Aに0.012 を乗じて 得た額
Aに0.02を 乗じて得 た額
Aに0.028 を乗じて 得た額
Aに0.028 を乗じて 得た額

」

を

「

Aに0.024 を乗じて 得た額
Aに0.009 を乗じて 得た額
Aに0.013 を乗じて 得た額

Aに0.024 を乗じて 得た額
Aに0.034 を乗じて 得た額
Aに0.034 を乗じて 得た額

」

に改め、同表備考第6項中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び附則第4項から第6項までの規定 公布の日
  - (2) 第2条第2項の改正規定及び附則第3項の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して占有している物件(以下「既存占有物件」という。)に係る施行日以後の1年当たりの占有料の額は、この条例による改正後の春日市道路及び河川占有料条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、既存占有物件に係る前年度の1年当たりの占有料の額に1.2を乗じて得た額とする。ただし、その額が、改正後の条例の規定を適用して算定した1年当たりの占有料の額(以下「改正後占有料額」という。)を超える場合には、当該改正後占有料額とする。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の春日市道路及び河川占有料条例第2条第2項の規定は、同号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後の占有に係る

占用料について適用し、一部施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

4 次項の場合を除くほか、施行日以後の占用に係る占用料は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。

5 一部施行日以後の占用に係る占用料は、一部施行日前においても、附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の春日市道路及び河川占用料条例の規定の例により徴収することができる。

(春日市道路及び河川占用料条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 春日市道路及び河川占用料条例の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「平成28年度以降」を「平成28年度から平成30年度まで」に改める。